

## 米・英のファンドに対する規制

	米 国 (注1)		英 国		
分 類	投資会社	投資会社でないもの	集団投資スキーム		
ファンドの区分	主たる事業が証券投資であるか、資産の40%を超える投資証券を保有・所有するファンド(投資会社法3条(a))	左記の定義にあたるもののうち、以下のいずれかにあたるもの(投資会社法3条(c)) ① ファンド持分の所有者が100名以下で、一般公衆に勧誘しないもの ② ファンド持分が適格購入者(注2)のみに所有され、一般公衆に勧誘しないもの	左記の定義にあたらぬもの	「集団的投資スキーム」についての包括定義を満たすファンドのうち、さらに投資リスクの分散要件、資産価値に基づく償還可能性要件等を満たすもの(認可対象ユニット・トラスト、認可対象オープンエンド型投資会社)(金融サービス市場法236、237条)	左記の定義にあたらぬ「集団投資スキーム」
ファンドの届出等	登録(投資会社法7条、8条)	なし(注3)	認可(金融サービス市場法242条等)	なし	
勧誘先の制限	制限なし		制限なし	原則勧誘禁止(プロ投資家、富裕個人等(注5)に限り、財務省令(Order)で禁止を解除)(金融サービス市場法238条)	
販売者の資格要件	登録証券業者、登録投資会社(直販)(証券取引所法15条(a))		認可業者(金融サービス市場法21条)		
運用者の資格要件	登録投資顧問業者(投資顧問業法203(b)(3))	当該ファンドが証券投資を行っている場合は、登録投資顧問業者(左記参照)(注4)	認可業者(金融サービス市場法19条、22条、付属規程2)		
その他の規制	証券詐欺防止条項(証券取引所法10条(b))等		誤解を招く表示等の禁止(金融サービス市場法第397条)		

(注1) 商品取引所法上の規制については省略。

(注2) 適格購入者(qualified purchasers)とは、500万ドル以上の投資物件を保有する個人(2人以上の血縁関係者が保有する団体も同様)、自己又は他の適格購入者のために裁量的に行為をする2500万ドル以上の投資物件を保有する者、等(投資会社法2条51項)。

(注3) 公募等を行う場合における証券法上の登録届出義務(証券法5条)はかかる。

(注4) ただし、顧客の人数が15名以下であれば登録の必要なし

(注5) 例えば、認可業者、年収10万ポンドあるいは純資産25万ポンド以上を有する個人、等(集団的投資スキームの勧誘・適用除外に関する省令)。